

一般社団法人 京都府北部連携都市圏振興社
京丹後地域本部規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都府北部連携都市圏振興社（以下「当社」という。）定款第54条の規定に基づき、京丹後地域本部（以下「本地域本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本地域本部は、京丹後市観光公社（英語名 kyotango city tourism association(略称：KTA)）と称することができる。

(事務所)

第3条 本地域本部は、主たる事務所を京都府京丹後市に置く。

2 本地域本部の理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(支部)

第4条 本地域本部は、各町に次のとおり支部を置く。

丹後町支部

網野町支部

久美浜町支部

峰山町支部

弥栄町支部

大宮町支部

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本地域本部は、会員である観光事業者等の稼ぐ力を引き出すことにより、観光を通じた豊かな地域づくりを推進し、もって観光産業の発展と地域全体の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本地域本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する宣伝、紹介、誘致事業
- (2) 観光に関する情報の収集及び提供事業
- (3) 観光に関する施設、資源等の保存、整備、開発事業
- (4) 観光に関する教育・指導、調査、研究事業
- (5) 関係機関、団体との連絡、提携
- (6) 旅行業法に基づく旅行業
- (7) 観光案内所その他観光施設の経営又は受託運営
- (8) 京丹後市関連施設の受託運営
- (9) 物品販売及び貸出
- (10) その他、本地域本部の目的を達成するために必要な事業

第3章 地域本部会員

(地域本部会員)

第7条 本地域本部は、以下の会員（以下、これらを「地域本部会員」という。）をもって組織する。

- (1) 地域本部正会員（以下「正会員」という。）

本地域本部の目的及び趣旨に賛同して入会した個人又は法人若しくは団体

- (2) 地域本部賛助会員（以下「賛助会員」という。）
本地域本部の事業を賛助するため入会した個人又は法人若しくは団体
- (3) 地域本部特別会員（以下「特別会員」という。）
京丹後市外に住所又は事務所を有する個人又は法人若しくは団体

（地域本部会員の資格の取得）

第8条 地域本部会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書を理事会に提出しなければならない。

- 2 入会は、当該会員が住所又は事務所を有する地域の支部に入会申込書を提出し、その支部の承認を受けた上、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（会費等）

第9条 地域本部会員は、本地域本部の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、本地域本部が定める会費等を支払わなければならない。

- 2 前項の会費等の金額は、会費等に関する規則に定める。

（退会）

第10条 地域本部会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第11条 地域本部会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、本地域本部会員総会における3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当社の定款又は本規程及びその他の規則に違反したとき。
- (2) 当社又は本地域本部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第12条 前2条の場合のほか、地域本部会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該地域本部会員が死亡し、又は解散したとき。

- 2 地域本部会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本地域本部に対する地域本部会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 地域本部会員が資格を喪失しても、既に納入した会費等及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 地域本部会員総会

（地域本部会員総会の構成）

第13条 本地域本部会員総会（以下「地域本部総会」という。）は、すべての正会員をもって構成する。

（総会）

第14条 地域本部総会は、本地域本部に係る以下の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 地域本部会員の除名
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 役員報酬等の額
- (5) 決算に係る案の承認
- (6) 本規程の改廃案の承認

- (7) 本地域本部の解散及び残余会計
 - (8) その他、地域本部総会で決議するものとして当社の定款又はこの規程で定められた事項
- 2 地域本部総会には次の事項を報告する。

- (1) 前年度の事業報告
- (2) 当年度の予算及び事業計画
- (3) その他、地域本部総会への報告が必要とされる事項

(開催)

第15条 地域本部総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 地域本部総会は、当社の定款又は規程に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき地域本部長（理事長）が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、地域本部長（理事長）に対し、地域本部総会の目的である事項及び理由を示して、地域本部総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 地域本部総会の議長は、当該総会に出席の正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 地域本部総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 やむを得ない理由で地域本部総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面での表決を通知し、又は地域本部総会に出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合の書面表決者又は表決委任者は地域本部総会に出席したものとみなす。

(決議)

第19条 地域本部総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 地域本部会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 本地域本部の解散

(議事録)

第20条 地域本部総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長は、出席正会員の中から議事録署名人を2名指名する。

3 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本地域本部に、次の役員を置く。

- (1) 地域本部長（理事長） 1名
- (2) 副本部長（副理事長） 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 9名以上15名以内
- (5) 監事 2名以内

2 専務理事は、理事会の決議により必要と認められたときに、設置する。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、地域本部総会の決議によって選任する。

- 2 地域本部長（理事長）及び副本部長（副理事長）は、理事の中から理事の互選によって選出する。
- 3 役員を選任の手続きについては、役員選任規程によって定める。

(地域本部長)

第23条 地域本部長（理事長）の選出は、当社社長の同意の上、取締役会（以下「取締役会」という。）の承認を得るものとする。

- 2 地域本部長（理事長）は、各地域本部のニーズを踏まえ、北部連携都市圏全体の観光地経営、観光地域づくり等に当社の取締役として直接参画するとともに、当社の目的の達成のための職務を執行する。

(役員職務及び権限)

第24条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 地域本部長（理事長）は、本地域本部を代表し、本地域本部を統括する。
- (2) 地域本部長（理事長）の職務権限は、当社の「取締役の職務権限規程」及び「事務決裁規程（地域本部）」による。
- (3) 副本部長（副理事長）は、地域本部長（理事長）を補佐し、地域本部長（理事長）に事故あるときは、その職務を代行する。なお、副本部長（副理事長）が職務を代行する場合は、その旨を当社社長に書面にて通知する。
- (4) 理事は、理事会に出席し、本地域本部の事業執行に参画する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本地域本部の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、地域本部総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事又は監事には、地域本部総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 理事又は監事がその職務を行うために要する費用については、本地域本部が別に定める支給基準に従い支払うことができる。

第6章 三役会及び理事会

(三役会)

第28条の2 本地域本部に、地域本部長（理事長）、副本部長（副理事長）及び専務理事で構成する三役会を置く。

- 2 三役会は、地域本部の特に重要な事項（地域本部総会の決議事項を除く。）について、協議又は審議を行う。

(理事会)

第29条 本地域本部に、すべての理事で構成する理事会を置く。

2 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 地域本部の事業計画・予算案、事業報告・決算案の作成
- (2) 地域本部の業務執行の決定
- (3) 地域本部理事の職務の執行の監督
- (4) 地域本部長（理事長）、副本部長（副理事長）及び専務理事の選出等

3 理事会の運営に関する必要な事項は、地域本部長（理事長）が別に定める。

(招集)

第30条 三役会及び理事会は、地域本部長（理事長）が招集する。

2 地域本部長（理事長）が欠けたとき 又は地域本部長（理事長）に事故あるときは、各理事が招集する。

(決議)

第31条 三役会及び理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(会議録)

第32条 三役会及び理事会の議事については、会議録を作成する。

2 前項の会議録は、議事の要旨の記録で足りるものとし、次の三役会又は理事会で報告するものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第33条 本地域本部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本地域本部の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について、毎事業年度の開始の日までに地域本部長（理事長）が作成し、理事会の承認を経て社長に提出し、当社の取締役会の承認を得なければならない。

(運営資金の借入)

第35条 本地域本部の運営に必要な資金について借入する場合は、理事会の承認を得るものとする。

2 前項の借入に対しては、理事は連帯して責任を負うものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本地域本部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、地域本部長（理事長）が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受け、社長が指定する期日までに当社の総合企画局に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支計算書等の決算書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号については、本地域本部総会にてその内容を報告し、第3号の書類については本地域本部総会の承認を受けなければならない。

第8章 部会

(部会の設置)

第37条 本地域本部の事業を推進するため必要のあるときは、理事会の決議により部会を設置することができる。

2 部会の委員は、地域本部会員の中から理事会が選任する。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議及び部会の規定による。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第38条 本地域本部の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長又は事務長を置くとともに、必要な職員を置く。
- 3 事務局に参与を置くことができる。
- 4 事務局には、事業運営に必要な部課等を置くことができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局長等の職務権限)

第39条 事務局長又は事務長の職務権限は、当社の「事務決裁規程（地域本部）」による。ただし、当社の「事務決裁規程（地域本部）」の定め範囲内で、地域本部において別に定めることができるものとする。

第10章 支部

(支部)

第40条 各支部は、次の業務を行う。

- (1) 地域本部会員の募集及び会費等の徴収管理
- (2) 各支部地域内における観光関連行事の企画及び催行等
- (3) 観光案内所その他の観光施設の受託運営
- (4) 各支部地域内の観光関連行事の情報収集及び提供
- (5) 物品の販売及び貸出

(支部事務所の設置等)

第41条 各支部には支部長を置き、必要に応じ事務所を設置する。

- 2 支部には、必要に応じて職員を置く。
- 3 支部の運営に関しての必要な事項は、理事会及び支部長が協議のうえ別に定める。

(支部長への職務委任)

第41条の2 地域本部長（理事長）は、次の職務を支部長に委任することができる。

- (1) 支部の職員にかかる任免、労務管理その他の人事等に関すること。
- (2) 支部の予算その他の会計業務に関すること。

第11章 規定の改廃等

(規程の改廃)

第42条 この規程の改廃は、地域本部総会の承認を経て、地域本部長（理事長）が案を社長に提出し、取締役会の決議によって行うものとする。

(その他)

第43条 この規程に定めがあるもののほか本地域本部の運営に必要な事項は、地域本部長（理事長）が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、第42条の規定による取締役会の決議のあった日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、

令和元年6月1日から施行する。

(特例規程の廃止)

- 2 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部事務局の組織及び運営に関する特例規程（平成30年7月17日施行）は、廃止する。